



各 関 係 団 体 御 中

スポーツ庁政策課

スポーツ基本計画の策定について

このたび、文部科学省では、別添のとおり、スポーツ基本計画を策定し、3月24日付けで告示しました。

スポーツ基本計画は、スポーツ基本法第9条の規定に基づき、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、同法の理念を具体化し、スポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針となるものです。

今回の計画は平成29年年度から平成33年度までの計画であり、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、

- 1 スポーツで「人生」が変わる！
- 2 スポーツで「社会」を変える！
- 3 スポーツで「世界」とつながる！
- 4 スポーツで「未来」を創る！

を掲げ、そのために今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策等を盛り込んでいます。

スポーツ立国の実現のためには、国民、スポーツ団体、民間事業者、地方公共団体、国等が一体となって取り組みを進めていくことが必要です。

計画においても、「スポーツ団体等には、第2章に示したスポーツの価値を改めて確認した上で、国民やアスリートのニーズを的確に受け止め、第3章に掲げた施策を有効に活用して、魅力的なスポーツ環境の創出に努めるとともに、スポーツの価値が社会の変革や未来の創造に十分活かされるよう、スポーツ以外の分野との連携・協働にも積極的に取り組むことを期待する」とされており、別紙各関係団体におかれては、スポーツ基本計画に基づくスポーツの推進に当たり、格別の御協力を賜るようお願いいたします。

また、加盟団体等を有している各関係団体におかれては、これらを御了知の上、加盟団体等に対してもこの旨周知くださるようお願いいたします。

- 別添1 スポーツ基本計画
- 別添2 第2期スポーツ基本計画のポイント
- 別添3 第2期スポーツ基本計画（概要）

※ スポーツ庁のホームページにも情報を掲載していますので御覧ください。

URL : http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413.htm

【本件連絡先】

スポーツ庁政策課企画係

電話 03-5253-4111（代表）

内線3791

(別紙)

公益財団法人日本体育協会
公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
公益財団法人日本体育施設協会
公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人日本レクリエーション協会
公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会
総合型地域スポーツクラブ全国協議会
公益財団法人笹川スポーツ財団
公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会
公益社団法人全国スポーツ推進委員連合
公益社団法人全国大学体育連合
公益財団法人健康・体力づくり事業財団
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
公益財団法人日本武道館
公益財団法人日本プロスポーツ協会
一般社団法人日本経済団体連合会
一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構
一般社団法人日本体育学会
一般社団法人日本トップリーグ連携機構
一般社団法人日本パラリンピアンズ協会
特定非営利活動法人日本オリンピックピアンズ協会
全国知事会
全国市長会
全国町村会
体育系大学学長・学部長会